

財務諸表

### 貸借対照表

負 債 の 部	第93期(令和2年3月末)	第94期(令和3年3月末)
預 金 積 金	536,131	575,546
当 座 預 金	8,022	9,851
普 通 預 金	218,250	255,332
貯 蓄 預 金	3,080	2,990
通 知 預 金	359	725
定 期 預 金	291,770	292,586
定 期 積 金	10,781	10,498
そ の 他 の 預 金	3,865	3,560
借 用 金	8,099	30,546
借 入 金	8,099	30,546
コールマネー	10,000	12,500
そ の 他 負 債	929	968
未 決 済 為 替 借	170	145
未 払 費 用	204	206
給 付 補 填 備 金	8	5
未 払 法 人 税 等	13	13
前 受 収 益	63	69
払 戻 未 済 金	107	123
職 員 預 り 金	204	224
資 産 除 去 債 務	27	28
そ の 他 の 負 債	128	151
賞 与 引 当 金	122	120
役員退職慰労引当金	80	61
睡眠預金払戻損失引当金	46	45
偶発損失引当金	80	127
再評価に係る繰延税金負債	197	197
債 务 保 証	83	70
負 債 の 部 合 計	555,772	620,184
純 資 産 の 部		
出 資 金	13,208	13,095
普 通 出 資 金	5,908	5,795
そ の 他 の 出 資 金	7,300	7,300
資 本 剰 余 金	2,700	2,700
資 本 準 備 金	2,700	2,700
利 益 剰 余 金	8,049	9,009
利 益 準 備 金	2,668	2,764
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,381	6,245
特 別 積 立 金	535	635
( 店舗建替事業積立金 )	(500)	(600)
( 圧縮積立金 )	(35)	(35)
当 期 未 处 分 剰 余 金	4,845	5,609
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	23,958	24,804
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	643	688
土 地 再 評 価 差 額 金	481	481
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,124	1,170
純 資 産 の 部 合 計	25,082	25,974
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	580,855	646,159

第24期

### 損益計算書

科 目	第93期(平成31.4.1~令和2.3.31)	第94期(令和2.4.1~令和3.3.31)
経 常 収 益	7,754,071	7,657,244
資 金 運 用 収 益	6,268,327	6,296,528
貸出金利息	5,494,941	5,550,793
預け金利息	283,734	284,555
コールローン利息	—	1,943
有価証券利回り配当金	428,597	398,229
その他の受利息	61,054	61,007
役 務 取 引 等 収 益	705,864	661,904
受入為替手数料	357,185	345,835
その他の役務収益	348,679	316,068
そ の 他 業 務 収 益	303,836	198,526
外国為替売買益	34	—
国債等債券売却益	278,601	151,405
その他の業務収益	25,199	47,121
そ の 他 経 常 収 益	476,042	500,284
貸倒引当金戻入益	—	1,257
償却債権取立益	255,565	209,297
株式等売却益	200,160	281,575
金銭の信託運用益	—	99
その他の経常収益	20,317	8,054
経 常 費 用	6,728,958	6,323,130
資 金 調 達 費 用	177,881	155,823
預金利息	149,256	132,738
給付補填備金繰入額	3,908	2,705
譲渡性預金利息	3,845	—
借用金利息	19,485	19,496
コールマネー利息	△45	△565
その他の支払利息	1,429	1,449
役 務 取 引 等 費 用	911,483	892,283
支払為替手数料	115,228	107,912
その他の役務費用	796,255	784,370
そ の 他 業 務 費 用	139,139	8,233
国債等債券売却損	132,859	—
その他の業務費用	6,279	8,233
経 費	4,935,452	4,833,913
人件費	3,066,815	3,044,708
物件費	1,752,150	1,673,049
税 金	116,487	116,155
そ の 他 経 常 費 用	565,002	432,877
貸倒引当金繰入額	101,003	—
貸出金償却	223,497	26,852
株式等売却損	126,654	277,066
株式等償却	23,560	—
その他の経常費用	90,286	128,958
経 常 利 益	1,025,113	1,334,114

期/A和D

科 目	第93期(平成31.4.1~令和2.3.31)	第94期(令和2.4.1~令和3.3.31)
特 別 損 失	3,108	4,045
固 定 資 産 処 分 損	1,533	3,764
減 損 損 失	1,575	280
税引前当期純利益	1,022,004	1,330,069
法人税・住民税及び事業税	13,552	13,142
法 人 税 等 調 整 額	57,509	239,141
法 人 税 等 合 計	71,061	252,283
当 期 純 利 益	950,943	1,077,785
繰越金(当期首残高)	3,894,196	4,531,574
圧縮積立金取崩額	567	567
当 期 末 処 分 剰 余 金	4,845,707	5,609,927

合和041

剩余金処分計算書

科 目	第93期(平成31.4.1~令和2.3.31)	第94期(令和2.4.1~令和3.3.31)
当 期 未 処 分 剰 余 金	4,845,707,336	5,609,927,239
剰 余 金 処 分 額	314,132,900	223,754,414
利 潟 準 備 金	96,000,000	108,000,000
普通出資に対する配当金	118,132,900	115,754,414
(配当率)	(年 2.0%)	(年 2.0%)
店 舗 建 替 事 業 積 立 金	100,000,000	—
緑 越 金 (当 期 末 残 高)	4,531,574,436	5,386,172,825

(三)

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について  
適正性・有効性等を確認しております。

令和3年6月22日  
東京ベイ信用金庫  
理事長

酒井正平

## 貸借対照表注記（第94期）

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（上場株式及び上場投資信託は、決算日前1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建物  | 3年～50年 |
| 動産  | 3年～20年 |
| その他 | 5年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「美質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先の債務者は未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと未保全額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、経営管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び美質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,038百万円であります。
6. 賃与引当金は、職員への賃与の支払いに備えるため、職員に対する賃与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理
- また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（90百万円）を計上しております。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額          | 1,575,980百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額  |              |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,718,649百万円 |
| 差引額             | △ 142,668百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月31日現在）
- |         |
|---------|
| 0.4366% |
|---------|
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月力の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金79百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 携帯預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 傑作損失引当金は、将来の負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1) 貸倒引当金 1,883百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。  
主要な仮定は、「不動産市況の見通し」および「自己査定基準に基づいた債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。そのため、営業エリアにおける不動産市況および債務者の収益環境が大幅に変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 繰延税金資産 523百万円  
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確定な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額5百万円
14. 有形固定資産の減価償却累計額6,369百万円
15. 貸出金のうち、破綻先債権額は160百万円、延滞債権額は9,980百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
16. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は16百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,259百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,416百万円であります。  
なお、15から18に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、686百万円であります。
20. 担保に供している資産  
定期預金 13,000百万円  
有価証券 30,157百万円

担保資産に対応する債務			
借用金			30,546百万円
コールマネー			5,000百万円
上記のほか、為替決済、日銀歳入代理店等の取引の担保として、定期預金30,000百万円及び有価証券1,083百万円を差し入れております。			
また、その他の資産には保証金96百万円が含まれております。			
21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。			
再評価を行った年月日 平成10年3月31日			
同法律第3条第3項に定める再評価の方法			
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。			
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △310百万円			
22. 出資1口当たりの純資産額 224円10銭			
23. 金融商品の状況に関する事項			
(1) 金融商品に対する取組方針			
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。			
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、ALM委員会及びリスク管理委員会を設置し、資産及び負債の総合的管理をしております。			
(2) 金融商品の内容及びそのリスク			
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。			
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。			
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。			
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。			
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。			
(3) 金融商品に係るリスク管理体制			
① 信用リスクの管理			
当金庫は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しております。			
これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。			
② 有価証券の発行体の信用リスクに関する事項			
有価証券の発行体の信用リスクに関する事項は、経営管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。			
③ 市場リスクの管理			
(i) 金利リスクの管理			
当金庫は、リスク管理委員会によって金利の変動リスクを管理しております。			
市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。			
日常的には経営管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、VaR分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。			
(ii) 価格変動リスクの管理			
有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、常務会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。			
このうち、総合企画部では、市場運用商品（投資信託・株式）の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、市場環境や財務状況など継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。			
これらの情報は経営管理部を通じて、常務会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。			
(iii) 市場リスクに係る定量的情報			
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」及び「コールマネー」であります。			
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスクとし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析を利用しております。			
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。			
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当該事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合は1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は、10,691百万円減少するものと把握しております。			
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。			
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。			
なお、金利リスク以外の価格変動リスク・為替リスク・市場信用リスクについては、重要性が乏しいことから記載を省略しております。			
(4) 資金調達に係る流動性リスクの管理			
当金庫は、ALM委員会及びリスク管理委員会で、適時に資金管理を行なうほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。			
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明			
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。			
なお、金融商品のうち預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金、借用金及びコールマネーについては、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。			
24. 金融商品の時価等に関する事項			
令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は			

(注1) 金融商品の時価等の算定方法  
金融資産

- (1) 預け金  
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
- (2) 有価証券  
株式・投資信託は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 貸出金  
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。  
 ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)  
 ② 割引手形・手形貸付については、短期での貸出のため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、貸出金計上額  
 ③ ①、②以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額  
 ④ ①、②以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

## 金融負債

- (1) 預金積金  
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。
  - (2) 借用金  
借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
  - (3) コールマネー  
コールマネーは、一定の期間ごとに区分した当該コールマネーの元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 (※1)	28
組合出資金 (※2)	10
合 計	39

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。  
 (※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金 (※1)	37,696	177,000	—	7,500
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	1,852	16,702	9,950	14,354
貸出金 (※2)	45,024	113,092	90,377	107,612
合 計	84,572	306,794	100,327	129,466

(※1) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

## (注4) 借用金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金 (※)	485,244	90,025	11	265
借用金	23,553	5,163	1,828	—
コールマネー	12,500	—	—	—
合 計	521,297	95,188	1,839	265

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。以下、26.も同様であります。  
 その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,310	2,096	213
	債券	27,927	27,024	903
	国債	8,572	7,870	702
	地方債	8,036	7,899	136
	社債	11,319	11,255	64
	その他	1,315	1,126	188
	小計	31,553	30,248	1,304
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	458	547	△ 88
	債券	14,198	14,370	△ 172
	国債	5,361	5,439	△ 77
	地方債	—	—	—
	社債	8,837	8,931	△ 94
	その他	499	592	△ 92
	小計	15,157	15,510	△ 352
合 計		46,710	45,759	951

## 26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	2,627	202	198
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	1,840	230	78
合 計	4,468	432	277

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,136百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが10,097百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,183百万円
減損損失	77百万円
減価償却費	57百万円
税務上の繰越欠損金 (注1)	47百万円
未収利息	36百万円
その他	123百万円
繰延税金資産小計	1,526百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△700百万円
評価性引当額小計	△700百万円
繰延税金資産合計	825百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	262百万円
前払年金費用	25百万円
固定資産圧縮積立額	13百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	302百万円
繰延税金資産の純額	523百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰延期限の金額  
当事業年度 (令和3年3月31日)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合 計
税務上の繰越欠損金 (※1)	—	—	—	—	—	47	47
評価性引当金	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	47 (※2) 47

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金47百万円(法定実効税率を乗じた額)について、その全額につき繰延税金資産を計上しています。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み額等により、全額回収可能と判断したため、評価性引当金を認識しております。

29. 表示方法の変更  
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

30. 追加情報  
協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15号第1項第1号の規定に基づき、平成29年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。そのため当年度末の出資金にはその他の出資金7,300百万円が含まれております。

## 損益計算書注記(第94期)

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益9円20銭

3. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減 損 損失(千円)
千葉県流山市内	営業店舗	土 地	280
合 计			280

資産におけるグレーピングのうち営業店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を最小単位としてグレーピングを行っております。市川本部、城東本部、事務センター、倉庫施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共同資産としております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスになった店舗が発生したことにより、資産グループ1カ所の帳簿価額を回収

## 経営指標

## 1. 主要な経営指標の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益(千円)	8,741,906	8,872,046	7,567,916	7,754,071	7,657,244
経常利益(千円)	2,497,355	2,127,814	1,145,470	1,025,113	1,334,114
当期純利益(千円)	2,000,225	1,687,554	1,068,525	950,943	1,077,785
出資総額(百万円)	13,356	13,355	13,305	13,208	13,095
普通出資金(百万円)	6,056	6,055	6,005	5,908	5,795
優先出資金(百万円)	2,372	—	—	—	—
その他の出資金(百万円)	4,927	7,300	7,300	7,300	7,300
出資総口数(千口)	134,138	121,118	120,119	118,176	115,906
普通出資金(千口)	121,138	121,118	120,119	118,176	115,906
優先出資金(千口)	13,000	—	—	—	—
純資産額(百万円)	27,355	24,150	25,159	25,082	25,974
総資産額(百万円)	530,505	540,788	554,742	580,771	646,089
預金積金残高(百万円)	501,414	514,727	523,192	536,131	575,546
貸出金残高(百万円)	307,453	318,661	329,015	329,932	361,611
有価証券残高(百万円)	41,083	35,510	36,917	36,094	46,750
単体自己資本比率(%)	9.88	8.29	8.50	8.69	9.00
出資に対する配当金(百万円) (出資1口当たり(円))	167 1円24銭	120 0円99銭	119 0円99銭	118 0円99銭	115 0円99銭
普通出資金(百万円) (出資1口当たり(円))	120 0円99銭	120 0円99銭	119 0円99銭	118 0円99銭	115 0円99銭
優先出資金(百万円) (出資1口当たり(円))	47 3円65銭	— —	— —	— —	— —
役員数(人)	14	14	13	13	13
うち常勤役員数(人)	9	9	9	9	9
職員数(人)	455	462	443	427	434
会員数(人)	48,443	48,043	47,294	46,669	46,213

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返しは含んでおりません。預金積金残高には譲渡性預金を含めております。

2. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年5月12日公布法律第44号）第15号第1項第1号の規定に基づき、平成29年度末までに累計14,600百万円の発行済優先出資を消却し、優先出資金7,300百万円をその他の出資金に振り替えております。

## 2. 業務粗利益

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	6,090,446	6,140,769
資金運用収益	6,268,327	6,296,528
資金調達費用	177,881	155,759
役務取引等収支	△205,618	△230,379
役務取引等収益	705,864	661,904
役務取引等費用	911,483	892,283
その他業務収支	164,696	190,293
その他業務収益	303,836	198,526
その他業務費用	139,139	8,233
業務粗利益	6,049,525	6,100,684
業務粗利益率	1.05	0.99

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（令和2年度64千円）を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。この項目以外の計数・指標についても該当する場合は同様です。

## 3. 業務純益

	令和元年度	令和2年度
業務純益	1,142,302	1,297,996
実質業務純益	1,145,472	1,297,996
コア業務純益	999,730	1,146,590
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	999,730	1,146,590

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないことをしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等売買損益

国債等売買損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 4. 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	570,791	611,527	6,268,327	6,296,528	1.09	1.02
うち貸出金	327,190	348,281	5,494,941	5,550,793	1.67	1.59
うち預け金	205,398	218,507	428,597	398,229	0.13	0.097
うち有価証券	35,770	41,035	—	—	—	—
資金調達勘定	560,744	600,240	177,881	155,759	0.03	0.02
うち預金積金	542,927	582,233	153,165	135,443	0.02	0.02
うち譲渡性預金	9,632	—	3,845	—	0.03	—
うち借用金	7,737	16,045	19,485	19,496	0.25	0.12

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度468百万円、令和2年度1,667百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和元年度一千万円、令和2年度249百万円)及び利息(令和元年度一千万円、令和2年度0百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

## 5. 受取・支払利息の増減

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	278,718	△450,661	△171,943	419,433	△391,232	28,201
うち貸出金	84,344	△253,895	△169,551	336,149	△280,297	55,852
うち預け金	25,537	△78,064	△52,527	17,072	△16,250	822
うち有価証券	20,922	29,157	50,079	51,099	△81,466	△30,367
支払利息	7,139	12,381	19,520	10,374	△32,432	△22,058
うち預金積金	4,025	2,748	6,773	9,144	△26,866	△17,722
うち譲渡性預金	553	2,564	3,117	△3,845	—	△3,845
うち借用金	13,266	△3,589	9,677	10,095	△10,084	11

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 6. 利鞘

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	1.09	1.02
資金調達原価率	0.90	0.82
総資金利鞘	0.19	0.20

## 7. 利益率

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.17	0.21
総資産当期純利益率	0.16	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返しを除く)平均残高}} \times 100$ 

## 8. 預貸率・預証率

	令和元年度		令和2年度	
預貸率	期末残高	預証率	期末残高	


<tbl\_r cells="4" ix="2" maxcspan="1"

## 預金に関する指標

## 1. 預金科目別残高

	令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	233,579	43.6	272,462	47.3
当座預金	8,022	1.5	9,851	1.7
普通預金	218,250	40.7	255,332	44.4
貯蓄預金	3,080	0.6	2,990	0.5
通知預金	359	0.1	725	0.1
別段預金	3,598	0.7	3,297	0.6
納税準備預金	267	0.0	263	0.0
定期性預金	302,552	56.4	303,084	52.7
定期預金	291,770	54.4	292,586	50.9
定期積金	10,781	2.0	10,498	1.8
その他の預金	—	—	—	—
小計	536,131	100.0	575,546	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	536,131	100.0	575,546	100.0

(単位:残高 百万円、構成比 %)

## 貸出金等に関する指標

## 1. 貸出金科目別残高

	令和元年度		令和2年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	1,009	0.3	686	0.2
手形貸付	4,842	1.5	3,348	0.9
証書貸付	319,000	96.7	353,669	97.8
当座貸越	5,079	1.5	3,906	1.1
合計	329,932	100.0	361,611	100.0

(単位:残高 百万円、構成比 %)

## 2. 貸出金平均残高

	令和元年度		令和2年度	
	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越
割引手形	1,108	837	4,925	4,044
手形貸付	316,471	339,446	—	—
証書貸付	4,685	3,952	—	—
当座貸越	327,190	348,281	—	—
合計	327,190	348,281	—	—

(単位:百万円)

## 3. 固定金利・変動金利の区分ごとの貸出金残高

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金	固定金利	変動金利	貸出金
貸出金	329,932	85,857	244,075	361,611
固定金利	—	122,275	—	—
変動金利	—	—	239,336	—

(単位:百万円)

## 4. 貸出金使途別残高

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	236,665	71.8	234,956	65.0
運転資金	93,266	28.2	126,655	35.0
合計	329,932	100.0	361,611	100.0

(単位:残高 百万円、構成比 %)

## 5. 住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

	令和元年度		令和2年度	
	住宅ローン	構成比	消費者ローン	構成比
住宅ローン	67,555	69,607	—	—
消費者ローン	16,575	14,562	—	—

(単位:百万円)

## 6. 貸出金の担保別内訳

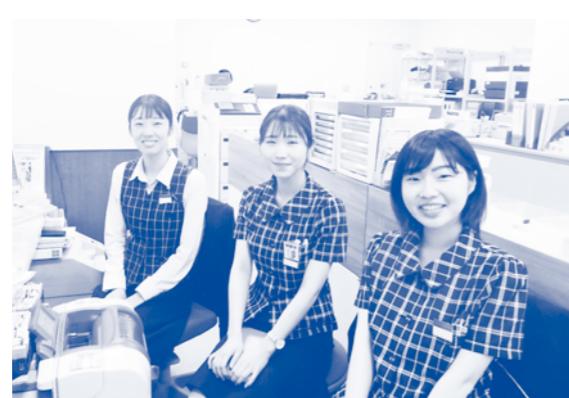
	令和元年度		令和2年度	
	担保別内訳	構成比	担保別内訳	構成比
当金庫預金積金	4,318	3,544	—	—
有価証券	105	105	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	119,135	114,993	—	—
その他	—	—	—	—
小計	123,559	118,644	—	—
信用保証協会等	66,690	104,967	—	—
保証	53,875	52,783	—	—
信用	85,807	85,216	—	—
合計	329,932	361,611	—	—

(単位:百万円)

## 3. 定期預金残高

	令和元年度		令和2年度	
	定期預金	構成比	定期預金	構成比
定期預金	291,770	292,586	291,744	292,567
固定金利定期預金	—	—	—	—
変動金利定期預金	20	12	—	—
その他	5	5	—	—

(単位:百万円)



## 7. 貸出金業種別内訳

業種区分	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	368	7,493	2.3	394	10,236	2.8
農業、林業	4	30	0.0	4	33	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、探石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,070	20,328	6.1	1,147	28,409	7.9
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	37	603	0.2	39	902	0.2
運輸業、郵便業	136	4,165	1.3	157	5,821	1.6
卸売業、小売業	727	15,293	4.6	804	21,218	5.9
金融業、保険業	13	2,286	0.7	14	1,964	0.5
不動産業	1,201	124,750	37.8	1,238	126,217	34.9
物品賃貸業	12	1,126	0.3	13	1,087	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	65	878	0.3	64	1,187	0.3
宿泊業	8	599	0.2	11	620	0.2
飲食業	313	3,834	1.2	419	7,189	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	174	3,928	1.2	253	6,464	1.8
教育、学習支援業	31	1,364	0.4	44	1,774	0.5
医療、福祉	105	1,860	0.6	142	2,639	0.7
その他のサービス	411	9,107	2.7	524	13,228	3.7
小計	4,675	197,652	59.9	5,267	228,996	63.3
国・地方公共団体等	10	29,805	9.0	10	31,036	8.6
個人	13,939	102,473	31.1	13,092	101,578	28.1
合計	18,624	329,932	100.0	18,369	361,611	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 8. 債務保証見返の担保別内訳

	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
当金庫預金積金	11		11	
不動産	69		58	
小計	80		69	
信用保証協会・信用保険	1		0	
保証	—		—	
信用	0		—	
合計	83		70	

## 9. 貸倒引当金

	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	286	3	267	△18
個別貸倒引当金	1,645	△30	1,616	△28
合計	1,931	△27	1,883	△47

## 10. 貸出金償却

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金償却額		223,497	26,852



## リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

## 1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区分	令和元年度		令和2年度	
	破綻先債権額(A)	(B)	合計(C) = (A) + (B)	(D)
破綻先債権額(A)	196		196	160
延滞債権額(B)		10,985	10,985	9,980
合計(C) = (A) + (B)			11,181	10,140
担保・保証額(D)			8,630	7,795
回収に懸念がある債権額(E) = (C) - (D)			2,551	2,344
個別貸倒引当金(F)			1,610	1,581
同引当率(%) (G) = (F) / (E)			63.10	67.43

## 2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

区分	令和元年度		令和2年度	
	3ヵ月以上延滞債権額(H)	(I)	合計(J) = (H) + (I)	(K)
3ヵ月以上延滞債権額(H)	225		225	16
貸出条件緩和債権額(I)		2,411	2,411	2,259
合計(J) = (H) + (I)			2,636	2,276
担保・保証額(K)			2,223	1,933
回収に管理を要する債権額(L) = (J) - (K)			412	342
貸倒引当金(M)			120	95
同引当率(%) (N) = (M) / (L)			29.19	27.95

## 3. リスク管理債権の合計額

	令和元年度		令和2年度	
	(C) + (J)		13,818	12,416

(注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(未取利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。  
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者 ②再生手続開始の申立てがあった債務者 ③破産手続開始の申立てがあった債務者  
 ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者  
 2. 「延滞債権」(B)とは、未取利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。  
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金  
 3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。  
 4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。  
 5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収額も含め、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てる個別貸倒引当金を控除する前の額であり、全てが損失となるものではありません。  
 6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。  
 7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。  
 8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上的一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てる額を記載しております。

## 4. 金融再生法開示債権

区分	令和元年度		令和2年度	
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(B)	危険債権	(C)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,558		1,558	1,278
危険債権		9,661	9,661	8,897
要管理債権		2,636	2,636	2,276
正常債権		316,403	316,403	349,456
合計			330,260	361,908

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政

## 有価証券に関する指標

### 1. 商品有価証券平均残高

該当ありません。

### 2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

令和元年度

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	—	8,373	—	8,373
地 方 債	170	2,037	4,302	1,742	—	—	—	8,252
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,154	1,699	3,146	2,407	5,210	390	—	15,008
株 式	—	—	—	—	—	—	2,269	2,269
外 国 証 券	—	211	—	230	—	—	—	442
そ の 他 の 証 券	3	—	3	—	9	—	1,731	1,747

(単位:百万円)

令和2年度

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	—	—	—	—	463	13,470	—	13,934
地 方 債	805	3,660	3,569	—	—	—	—	8,036
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,046	4,012	5,024	3,283	5,905	883	—	20,156
株 式	—	—	—	—	—	—	2,798	2,798
外 国 証 券	—	206	228	—	297	—	—	732
そ の 他 の 証 券	0	2	—	1	5	—	1,082	1,092

(単位:百万円)

### 3. 有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
国 債	9,053	10,750
地 方 債	8,175	8,064
短 期 社 債	—	216
社 債	14,091	17,902
株 式	2,183	2,441
外 国 証 券	377	462
そ の 他 の 証 券	1,888	1,198
合 計	35,770	41,035

### 4. 有価証券の時価情報

#### (1) 売買目的有価証券

該当ありません。

#### (2) 満期保有目的の債券

該当ありません。

#### (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

### (4) その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株 式	440	332	107	2,310	2,096	213
	債 券	23,513	22,466	1,046	27,927	27,024	903
	国 債	8,373	7,574	799	8,572	7,870	702
	地 方 債	8,252	8,067	184	8,036	7,899	136
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,887	6,824	63	11,319	11,255	64
	そ の 他	2,047	1,743	303	1,315	1,126	188
	小 計	26,001	24,543	1,457	31,553	30,248	1,304
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株 式	1,800	2,270	△470	458	547	△88
	債 券	8,121	8,215	△93	14,198	14,370	△172
	国 債	—	—	—	5,361	5,439	△77
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,121	8,215	△93	8,837	8,931	△94
	そ の 他	126	131	△5	499	592	△92
	小 計	10,048	10,617	△569	15,157	15,510	△352
合 計		36,049	35,160	888	46,710	45,759	951

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### (5) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
そ の 他 有 価 証 券	44	39
社 債	—	—
非 上 場 株 式	28	28
そ の 他 の 証 券	15	10

### 5. 金銭の信託

該当ありません。

### 6. 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

## 金庫の子会社等に関する事項

該当ありません。

## 自己資本の充実の状況等

### 1. 自己資本の構成に関する開示事項

項目	令和元年度	令和2年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	23,840	24,689
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,908	15,795
うち、利益剰余金の額	8,049	9,009
うち、外部流出予定額(△)	118	115
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	367	395
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	367	395
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	86	91
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	24,294	25,176
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	79	73
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	79	73
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	172	19
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	76	65
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	328	158
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	23,966	25,017
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	262,663	264,842
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△943	△746
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	481	678
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	13,124	12,910
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	275,788	277,752
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.69%	9.00%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

### 2. 定量的な開示事項

#### (1) 自己資本の充実度に関する事項

	令和元年度	令和2年度		
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>				
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー	263,508	10,540	265,487	10,619
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行等向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	0	10	0
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,710	1,548	43,592	1,743
法人等向け	26,679	1,067	29,612	1,184
中小企業等向け及び個人向け	51,175	2,047	49,936	1,997
抵当権付住宅ローン	22,646	905	22,370	894
不動産取得等事業向け	87,378	3,495	87,702	3,508
3ヵ月以上延滞等	1,308	52	1,067	42
取立て未済手形	29	1	28	1
信用保証協会等による保証付	2,931	117	3,027	121
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等のエクスボージャー	3,651	146	3,282	131
重要な出資のエクスボージャー	—	—	—	—
上記記以外	28,945	1,157	24,816	992
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	4,816	192	4,814	192
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	3,656	146	2,792	111
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー	2,171	86	1,944	77
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスボージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスボージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスボージャー	18,301	732	15,264	610
<b>② 証券化エクスボージャー</b>				
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
<b>③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー</b>				
99	3	99	3	3
ルック・スルー方式	99	3	99	3
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
<b>④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額</b>				
481	19	678	27	27
<b>⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャー</b>				
△1,425	△57	△1,425	△57	△57
<b>⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額</b>				
—	—	—	—	—
<b>⑦ 中央清算機関関連エクスボージャー</b>				
0	0	1	0	0
<b>ロ. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>				
13,124	524	12,910	516	516
<b>八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)</b>				
275,788	11,031	277,752	11,110	11,110

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット × 4%

2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定期日翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスボージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

<オペレーション・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>  
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額 × 4%

## (2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

## &lt;地域別・業種別・残存期間別&gt;

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高					
			貸出金、コミットメント 及ぼ その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	582,544	647,838	330,768	363,049	30,681	41,438
国 外	387	693	—	—	381	693
地 域 別 合 計	582,932	648,531	330,768	363,049	31,063	42,131
製 造 業	13,705	15,245	8,176	10,807	4,298	3,404
農 業 、 林 業	69	67	69	67	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	24,009	32,253	23,998	32,053	—	200
電気・ガス・熱供給・水道業	247	451	—	—	200	300
情 報 通 信 業	1,126	2,002	667	962	300	800
運輸業、郵便業	5,354	8,776	4,461	6,087	700	2,605
卸売業、小売業	18,017	24,771	16,402	22,399	1,299	2,000
金融業、保険業	210,032	235,022	2,339	2,015	5,410	7,071
不動産業	130,687	132,581	129,505	131,278	99	701
物品賃貸業	1,138	2,153	1,138	1,099	—	1,053
学術研究、専門・技術サービス業	1,092	1,375	1,091	1,375	—	—
宿泊業	600	621	599	621	—	—
飲食業	4,859	8,406	4,855	8,406	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5,326	7,880	5,324	7,880	—	—
教育、学習支援業	1,425	1,840	1,424	1,840	—	—
医療、福祉	2,337	3,133	2,336	3,133	—	—
その他のサービス	10,863	15,032	10,432	14,565	301	301
国・地方公共団体等	48,316	54,844	29,806	31,042	18,453	23,691
個人	88,279	87,410	88,117	87,410	—	—
その他の	15,438	14,659	19	0	—	—
業種別合計	582,932	648,531	330,768	363,049	31,063	42,131
1年以下	169,410	48,766	20,941	18,252	2,320	1,905
1年超3年以下	59,455	204,607	17,154	19,814	3,880	7,792
3年超5年以下	34,540	34,533	27,190	25,844	7,335	8,688
5年超7年以下	30,863	37,856	26,546	34,565	4,301	3,291
7年超10年以下	42,075	68,385	36,801	61,740	5,251	6,644
10年超	212,909	223,437	201,315	202,128	7,974	13,808
期間の定めのないもの	33,677	30,944	818	701	—	—
残存期間別合計	582,932	648,531	330,768	363,049	31,063	42,131

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヶ月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。

具体的には現金、固定資産、継延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

6. デリバティブ取引はありません。



## ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	283	286	—	283
	令和2年度	286	267	—	267
個別貸倒引当金	令和元年度	1,675	1,645	128	1,547
	令和2年度	1,645	1,616	46	1,598
合 計	令和元年度	1,958	1,931	128	1,830
	令和2年度	1,931	1,883	46	1,885

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## 八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製造業	1	0	0	0	—	—	1	0	0	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	433	476	476	378	39	43	393	432	476	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	3	3	3	3	—	—	3	3	3	
運輸業、郵便業	86	10	10	2	71	—	15	10	2	
卸売業、小売業	52	47	47	48	—	—	52	47	48	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	497	515	515	493	—	—	497	515	515	
物品賃貸業	49	46	46	47	—	—	49	46	47	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	27	27	27	122	—	—	27	27	122	
飲食業	2	8	8	9	—	—	2	8	9	
生活関連サービス業、娯楽業	1	—	—	—	—	—	1	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス	433	433	433	444	12	—	420	433	444	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	87	74	74	67	4	2	83	72	74	
合 計	1,675	1,645	1,645	1,616	128	46	1,547	1,598	1,645	

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

(単位:百万円)

## (3) 信用リスク削減手法に関する事項(信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	5,799	4,440	29,075	29,689	—	—		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## (5) 証券化エクspoージャーに関する事項

該当ありません。

## (6) 出資等エクspoージャーに関する事項

## 1. 貸借対照表計上額及び時価等

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	2,240	2,240	2,769	2,769
非上場株式	28	28	28	28
その他	4,176	4,176	3,258	3,258
合計	6,445	6,445	6,056	6,056

(注) 「その他」には、不動産投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

## 口. 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	令和元年度	令和2年度
売却益	332	354
売却損	259	198
償却	23	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和元年度	令和2年度
評価損益	△125	245

## 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	令和元年度	令和2年度
評価損益	—	—



東京ゲートブリッジは江東区に架かる橋長2,618メートルの海上橋で、別名「恐竜橋」とも呼ばれています。

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	99	335
マンテート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(単位:百万円)

## (8) 金利リスクに関する事項

項目番号	IRRBB1: 金利リスク			
	イ		ロ	
	△EVE	△NII	ハ	ニ
1 上方パラレルシフト	10,691	4,785	—	—
2 下方パラレルシフト	—	—	794	1,850
3 スティーブ化	6,606	3,829	—	—
4 フラット化	—	—	—	—
5 短期金利上昇	—	—	—	—
6 短期金利低下	—	—	—	—
7 最大値	10,691	4,785	794	1,850
8 自己資本の額	ホ	ヘ	—	—
	当期末	前期末	当期末	前期末
	25,017	23,966	—	—

(単位:百万円)

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 報酬等に関する事項

## &lt;報酬体系について&gt;

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

## (2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	151

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は2名です(期中に退任した者及び期中に理事を退任し、監事に就任した者も含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」121百万円、「賞与」10百万円、「退職慰労金」19百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額となっております。

## (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受け取る報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和2年度に對象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和2年度において対象役員が受け取る報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



江戸川河口の漁師町として栄えた浦安では、今でも多くの釣り船や屋形船を見かけることができます。

